

目的 家庭においても財産（資産）の売買行為が見られる。たとえば、土地、建物、金銀、有価証券などの売買である。特に、近年に至っては効率的な資産運用（俗にいう財テク）の一形態としての株式売買が比較的多く見受けられるところである。本報告では、単式による収支家庭簿記の場合、このような売買が如何ように会計処理され、そこでの問題は何かを明確にしたい。

方法 ここでの単式収支家庭簿記とはそこで定義された現金の収支を基本にして記録計算する簿記のことであるが、単に単式収支家庭簿記といっても様々であり、また、そこでの記録計算の手続きや用語の概念が簿記によって多少異なることがある。更に、家計ないしは家庭経済の分析、研究資料として総務庁による「家計調査」の結果が多方面で幅広く利用されている。そこで、これらの点を踏まえて、ここでは、総務庁が家計調査で用いる「家計簿」を前提にして考察を進めることにする。

結果 計算構造上、この種の家庭簿記は現金以外の有高をもたないため、財産売買についてはそのすべてが交換取引として処理される。これは一切の取引が等価であるという認識に基づくものである。しかし、この認識には概念的な内部矛盾が起こる。即ち、「実収支」を実質的な資産の増減として概念規定しながら、売買によって差額（差益差損）が生じた場合、この差額が明かに実質的な資産の増減であるにもかかわらず、これに含まれないという問題である。なお、このような問題は財産の売買に限ったことではなく、貸付金の回収不能（貸倒れ）や借入金の減免・免除の場合にも生ずる。